

令和 7 年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和8年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和7年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和7年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和8年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫
同 河 本 裕 志

目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 審査の種類	1
第 3 審査の対象	1
第 4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5 審査の実施場所及び日程	2
第 6 報告等の表現方法	2
第 7 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	3
(1) 総括意見	3
ア 意見の背景	3
イ 意見	4
(2) 個別意見	5
ア 決算書の表示が適正でないもの	5
(1) 還付等に伴う処理に誤りがあるため、収入未済額の表示が適正でないもの	5
(2) 繰替払後の処理に誤りがあるため、収入未済額及び支出済額の表示が適正でないもの	7
(3) 調定の失念により収入未済額の表示が適正でないもの	9
(4) 財産に関する調書の表示が適正でないもの	10
イ 予算の執行等が適正でないもの	12
(1) 支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの	12
(2) 随意契約とする法的根拠当を示しておらず、契約締結にあたり見積書を徴していないもの	14
3 決算の概要	15

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和7年度瀬戸内市一般会計

令和7年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和7年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和7年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和7年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和7年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和7年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和7年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和7年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和8年6月15日から同年8月16日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

（1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、おおむね適正に表示しているものと認められた。なお、決算書の表示及び予算の執行について、個別意見に記載したように一部に誤りや是正、改善すべき事項が認められた。

（2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

（3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

瀬戸内市の令和7年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計343億6692万余円、歳出計334億6089万余円となっている。

一般会計については、歳入249億9356万余円、歳出242億1201万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億8154万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である5370万余円を差し引いた実質収支は7億2783万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の23.6%を占める市税については、収入済額が58億9286万余円（調定額に対する収入済額の割合96.7%）となっており、令和6年度と比べると2億6446万余円の増加となっている。また、令和7年度における市税の収入未済額は1億9665万余円となっており、令和3年度以降、年々収入未済額が増加し、令和3年度と比べると5067万余円の増加となっていることから、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額272億1869万余円に対し、支出済額は242億1201万余円（執行率89.0%）となっており、ここから翌年度への繰越額16億716万余円を差し引いた13億9951万余円が不用額となっている。令和6年度と比べ減少額が最も大きかった費目は、保健衛生費の9億5011万余円であり、その主な要因は、火葬場建設工事が令和6年度に完了したことによるものである。一方、増加額が最も大きかった費目は、消防費の4億621万余円であり、主な要因は、高機能消防指令センター総合整備工事や救助工作車の更新である。

令和7年度における普通会計の財政力指数及び経常収支比率をみると、財政力指数については、0.52となっており、令和6年度と比べ0.02ポイント下回っている。令和3年度以降、悪化の傾向がみられることから、今後も注視していく必要がある。また、経常収支比率については、89.9%で令和6年度と比べ2.5ポイント悪化している。財政の硬直化を進行させないため、悪化の要因を分析し、状況の改善を図っていく必要がある。

令和7年度の決算審査においては、決算書について、収入未済額の表示が適正でないもの、財産に関する調書の表示が適正でないもの、支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの、随意契約とする法的根拠等を示しておらず、見積書も徴していないものが見受けられた。

イ 意見

監査委員は、予算の執行にあたり、法令遵守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。

令和7年度における決算審査の結果や個別意見を受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

令和7年度においては、決算にあたり各部署においてなされるべき基本的な確認が十分になされておらず、収入未済額の表示が適正でない事例が複数見受けられた。そのため、決算書の調製にあたっては、財務会計システムにより、年度内に行うべき処理が確実になされているかの確認を複数人で行い、所属長が責任をもって最終確認を行う必要があると認められる。また、現金を扱わずクレジットカードや電子マネー、QRコード等による収入（以下「キャッシュレス決済」という。）に伴う処理の失念により、収入未済額の表示が適正でない事例が見受けられたが、今後、確実に増加が見込まれるキャッシュレス決済の需要を見据え、現状の処理より簡便な処理方法がないか検討していく必要がある。

財産に関する調書（以下「財産調書」という。）については、毎年何らかの意見をしている状況であるが、今年度も財産の記載漏れや記載誤りが見受けられた。財産調書は、市民から託された貴重な財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して財産の現況を明らかにする重要なものであることを再認識し、財産管理の適正化に努める必要がある。

予算の執行が適切でない事例も複数見受けられた。これらの事例を、単なる個人の認識誤りや業務上のミスとして片づけることなく、業務を担当する職員が適切に対応できるよう、部署全体で十分な支援や確認を行う体制が構築されているかを検証する必要がある。

最後に、市は「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指し、持続可能な地域社会の構築に向けて課題解決に取り組むことが求められている。そのため、市は計画的かつ効率的な財政運営のもと、法令等を遵守しながら適切に事務を執行し、市民一人一人がしあわせを実感できる施策を着実に実施していくことを期待するものである。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(1) 還付等に伴う処理に誤りがあるため、収入未済額の表示が適正でないもの(企画振興課、健康づくり推進課、総務学務課)

地方自治法¹(昭和22年法律第67号)では、市の歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされている。

瀬戸内市会計規則²(平成16年規則第46号)では、調定後において調定の変更を必要とするときは、その手続きをしなければならないとされ、過納又は誤納となった金額(以下「過誤納金」という。)があるときには、当該過誤納金について還付の決定をしなければならないとされている。

そこで、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の調定及び収入未済額について審査したところ、次のような事例が見受けられた。

<事例1>

企画振興課は、市営バスの利便性向上のためフリー乗車定期券(以下「定期券」という。)を発行し、その収入を市営バス使用料として調定を行っている。しかしながら、定期券が不要となった利用者から市営バス使用料還付申請のあった6件、計23,640円について、還付を行っているにもかかわらず、調定を減額していなかった。

<事例2>

健康づくり推進課は、交付決定を受けた令和7年度岡山県出産・子育て応援交付金166,000円について、調定を行っていたが、交付額の確定時に既交付額が交付確定額を上回っていたため、超過額8,000円を返還していたにもかかわらず、調定を減額していなかった。

<事例3>

総務学務課は、日本スポーツ振興センターの共済制度に加入を希望する児童・生徒の保護者から保護者負担分の掛金(以下「掛金」という。)を徴収し、その収入の調定を行い、掛金に市の負担金を加えた額を日本スポーツ振興センター負担金として支出している。当該支

¹ 地方自治法第231条

² 瀬戸内市会計規則第8条及び第21条

出が完了した後、要保護及び準要保護の対象となる児童・生徒の認定作業に基づき、その対象者については掛金が免除となるため、当該掛金の還付を行っていたにもかかわらず、調定を減額していなかった。

このように、還付等をする際に調定の減額がなされていないことから、本来、計上されない収入未済額が計上されていることは誤りであるため、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、過誤納金が発生した場合、調定を減額した後、還付等の処理をしなければならないという法令等の認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 繰替払後の処理に誤りがあるため、収入未済額及び支出済額の表示が適正でないもの(建設課、産業振興課)

地方自治法³(昭和22年法律第67号)では、市の歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされている。

瀬戸内市会計規則⁴(平成16年規則第46号)では、会計管理者は繰替払をしたときは、繰替払調書を作成し、予算執行者は繰替払調書の送付を受けたときは、繰り替えて使用した金額を歳出科目から歳入科目に補填するため、公金振替の手続きをしなければならないとされている。

市の歳入を収入するとき、現金を扱わずクレジットカードや電子マネー、QRコード等により収入(以下「キャッシュレス決済」という。)された場合、通常、次の処理が行われている。キャッシュレス決済が行なわれた翌月初旬に売上及びキャッシュレス決済手数料が確定し、決済内容の明細をもとに各所管部署が調定を行う。次に、同月末にキャッシュレス決済を代行する事業者(以下「カード会社」という。)から手数料を差し引いた金額が市の口座へ振り込まれる。次に、会計管理者はカード会社からの振り込みが確認された後、繰替払調書を各所管部署へ送付し、各所管部署は繰替払調書を受領後、公金振替処理を行うため、速やかに公金振替書を作成し、カード会社が差し引いた手数料部分について、歳出費目から歳入費目へ振り替えを行っている。

そこで、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の調定及び収入未済額について審査したところ、次のような事例が見受けられた。

<事例1>

建設課は、キャッシュレス決済で受領した複写機使用料350円及び210円について、調定を行っていたが、カード会社より決済手数料9円及び6円が差し引かれた341円及び204円の振り込みがあった後、当該手数料部分について、出納室がそれぞれ繰替払調書を作成し、建設課は、それを受領したものの公金振替処理を失念していたため、収入未済として当該金額が計上され、決済手数料は支出済額へ計上されていなかった。

<事例2>

産業振興課は、キャッシュレス決済で受領した長船美しい森使用料10,000円について、調

³ 地方自治法第231条

⁴ 瀬戸内市会計規則第67条

定を行っていたが、カード会社より決済手数料325円を差し引いた9,675円の振り込みがあった後、当該手数料部分のうち、195円分については繰替払調書を受領した後、公金振替処理を行っていたものの、異なる決済方法による130円分について、公金振替処理を失念していたため、収入未済として当該金額が計上され、決済手数料は支出済額へ計上されていなかった。

このように、繰替払に伴う公金振替処理がなされていないことから、収入未済額及び支出済額に誤りがあるため、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

(3) 調定の失念により収入未済額の表示が適正でないもの（文化観光課）

地方自治法⁵（昭和22年法律第67号）では、市の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖（以下「出納閉鎖」という。）することとされ、市の歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされている。

瀬戸内市会計規則⁶（平成16年規則第46号）では、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰越さなければならないとされている。

そこで、一般会計における調定及び収入未済額について確認したところ、文化観光課は、令和6年度に調定した指定管理施設納付金1件、527,325円について、当該年度に収入未済となっているにもかかわらず、失念により令和7年度に調定を行っていなかった。

したがって、調定しなければならないとされている歳入であったにもかかわらず、調定を失念したことにより収入未済額が計上されていないことは、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

⁵ 地方自治法第235条の5及び第231条

⁶ 瀬戸内市会計規則第28条第1項及び第2項

(4) 財産に関する調書の表示が適正でないもの（契約管財課、生活環境課、いきいき長寿課、文化観光課、牛窓町公民館）

市は、決算にあたり、地方自治法施行令⁷（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則⁸（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）において様式が規定されており、物品については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

瀬戸内市物品管理規則⁹（平成16年規則第52号）では、施行規則に規定する財産に関する調書に記載する物品を重要物品というたされ、重要物品は、取得価格又は評価価格が50万円以上の物品であるとされている。

そこで、令和7年度の財産調書について審査したところ、重複して物品登録されているものが3件（表1参照）、重要物品であるにもかかわらず、財産調書中の物品の項目に計上されていないものが1件（表2参照）、重要物品に該当しないにもかかわらず同項目に計上されているものが2件（表3参照）見受けられた。

したがって、財産調書中の物品の項目に誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、令和7年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

なお、財産調書は、監査委員が指摘した事項を修正したものが決算書に付されている。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであり、正確に記載することが極めて重要である。

監査委員は、過去複数年にわたり記載内容に誤りが見受けられ、財産調書の重要性や作成にあたってのルールの周知、財産を所有する各部署における確認や調書の作成方法の改善など、財産に関する情報の把握及び管理体制について意見を述べてきたところであった。

令和7年度末において、備品購入費を支出しようとする際、同時に物品登録を必須で行うことができるよう、物品管理システムの改修と共に物品購入時の登録マニュアルについては整備されたとのことであるが、物品の贈与や除却、所管替え等（以下「物品異動等」という。）に関するマニュアルについては、いまだ整備されていない状況であった。物品異動等については、予算の執行を伴わず、物品管理システムへの登録が漏れやすい状況にあり、物品管理の適正化を図るため、物品異動等に関するマニュアルの整備も進めていく必要があると認め

⁷ 地方自治法施行令第166条第2項

⁸ 地方自治法施行規則第16条の2

⁹ 瀬戸内市物品管理規則第2条第1項第11号及び第8条

られる。

表1 重複して物品登録されているもの

部署名	件数	金額（円）
生活環境課	2	1,086,800
牛窓町公民館	1	1,064,800
計	3	2,151,600

表2 重要物品であるにもかかわらず財産調書に計上されていないもの

部署名	件数	金額（円）
文化観光課	1	1,694,000

表3 重要物品に該当しないにもかかわらず財産調書に計上されているもの

部署名	件数	備品台帳上の 金額（円）	実際の金額 （円）
いきいき長寿課	2	1,634,600	790,900

イ 予算の執行等が適切でないもの

(1) 支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの（危機管理課、DX戦略室、秘書広報課、企画振興課、ダイバーシティ推進室、国保年金医療給付課、こども家庭課、産業振興課、文化観光課、備前長船刀剣博物館、中央公民館）

地方自治法¹⁰（昭和22年法律67号）では、支出負担行為とは、市の支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている。

瀬戸内市会計規則¹¹（平成16年規則第46号）では、支出負担行為を行うには、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、支出負担行為決議書を起票し、支出負担行為として整理する時期に決議しなければならないとされており、支出負担行為として整理する時期は、役務費にあつては契約を締結するとき（契約書を省略する場合又は単価契約による場合、その他契約締結の時点において支払金額が確定していない場合は請求のあったとき）、委託料、使用料及び賃借料にあつては契約を締結するとき、負担金補助及び交付金にあつては交付決定をするときとされている。

そこで、令和7年度の支出負担行為決議書を抽出して審査したところ、財務会計システムにより作成された支出負担行為決議書の起票日と、実際の起票日が4か月以上乖離し、実際の起票日から遡及して起票しているものが16件、264,928,680円見受けられ（表4参照）、そのうち、補助金申請の受付を遡及しているものが1件見受けられた。このことについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

危機管理課は、瀬戸内交通警察協助力会補助金1件、94,000円について、補助金の交付申請が事業完了後の令和8年3月にあったにもかかわらず、令和7年5月7日に申請があったものとして受付、交付決定を行い、同日を起票日として支出負担行為決議書を作成していた。

このように、支出負担行為として整理する時期と実際の起票日に乖離があり、遡及して支出負担行為を行っていることは法令等に違反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

¹⁰ 地方自治法第232条の3

¹¹ 瀬戸内市会計規則第41条第1項及び第42条

表4 財務会計システムにより作成された支出負担行為決議書の起票日と実際の起票日が4か月以上乖離しているもの

No.	所属名	節	件名	金額（円）	起票日	実際の起票月 （推定）	遅延月数	遅延理由
1	危機管理課	負担金補助 及び交付金	瀬戸内交通警察協働委員会補助金	94,000	R7.5.7	3月	10か月	その他
2	DX戦略室	委託料	自治体システム標準化対応業務	226,553,140	R7.4.15	8月	4か月	多忙
3	DX戦略室	委託料	標準準拠システムへの移行業務（戸籍情報システム・戸籍附票システム）	10,054,000	R7.4.1	10月	6か月	失念
4	秘書広報課	委託料	ふるさと納税ポータルサイトに関わる保守・改修・開発等業務委託料	4,059,000	R7.4.1	3月	11か月	失念
5	企画振興課	負担金補助 及び交付金	第2次瀬戸内市地域公共交通計画策定事業費補助金	7,336,500	R7.5.15	10月	5か月	失念
6	企画振興課	負担金補助 及び交付金	高等学校魅力向上支援事業補助金	2,000,000	R7.5.20	3月	10か月	失念
7	ダイバーシティ推進室	委託料	瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例施行記念講演会等運営委託業務	400,000	R7.8.1	2月	6か月	失念
8	国保年金医療給付課	委託料	重症化予防事業支援業務委託	3,030,500	R7.4.1	3月	11か月	失念
9	こども家庭課	委託料	長船町公民館跡地における構造物設計業務	275,000	R7.5.26	9月	4か月	業務知識不足
10	こども家庭課	委託料	病児・病後児保育事業委託料（長船ちとせこども園）	6,913,000	R7.4.1	3月	11か月	失念
11	産業振興課	負担金補助 及び交付金	瀬戸内市畜産振興協議会補助金	77,000	R7.4.30	1月	9か月	失念
12	文化観光課	委託料	観光サイト制作及び運用業務委託業務	1,155,000	R7.5.26	9月	4か月	失念
13	文化観光課	委託料	文化財看板製作委託業務	495,000	R7.6.24	12月	6か月	失念
14	備前長船刀剣博物館	使用料 及び賃借料	警備機器借上業務（駐車場）	193,600	R7.6.12	11月	5か月	多忙
15	備前長船刀剣博物館	役務費	夏・秋季特別展 刀剣資料賃借業務	2,179,200	R7.5.15	12月	7か月	その他
16	中央公民館	委託料	印刷機保守委託料（長船町公民館）	113,740	R7.4.1	8月	4か月	失念
計				264,928,680				

(2) 随意契約とする法的根拠等を示しておらず、契約締結にあたり見積書を徴していないもの（こども家庭課）

地方自治法¹²（昭和22年法律第67号）によると、市の実施する契約事務は、原則として一般競争入札により行うこととされている。

地方自治法施行令¹³（昭和22年政令第16号）では、例外的に随意契約による契約を行うことができる場合について、9つ規定されている。

瀬戸内市随意契約に関するガイドライン（令和7年総務部契約管財課）では、総額30万円以上の随意契約を行う場合は、随意契約とする法的根拠及び合理的な理由、業者選定における合理的な理由を、起案書や随意契約理由書等を起案に添付することにより必ず示すこととされている。

瀬戸内市契約規則¹⁴（平成16年規則第50号）では、随意契約を締結しようとするときは、契約条項、設計図書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならないとされ、官公署と契約をするとき、予定価格が10万円未満の契約を締結するとき、又は市長がその契約の性質上見積書を徴する必要がないと認めるときは、見積書を徴しないことができるとされている。

そこで、令和7年度にこども家庭課が契約を締結した公立6園ヘルメット等購入業務1,586,200円について審査したところ、契約を締結しようとする起案書に随意契約とする法的根拠等が記載されておらず、随意契約理由書も添付されていなかった。また、発注にあたり積算の参考資料として事業者から見積書（以下「参考見積書」という。）を徴していたものの、購入するにあたり改めて見積書を徴することなく、参考見積書をもって契約を締結していた。

したがって、随意契約とする法的根拠及び合理的な理由、業者選定における合理的な理由を示すことなく契約を締結したこと、また、随意契約の締結にあたり、2人以上から見積書を徴しなければならないとされているにもかかわらず見積書を徴することなく、さらに、見積書を徴しないことができるとされる要件を満たさないまま契約を締結していたことは、法令等に違反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

¹² 地方自治法第234条第1項及び第2項

¹³ 地方自治法施行令第167条の2

¹⁴ 瀬戸内市契約規則第27条

3 決算の概要

令和7年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表2、表3のとおり、歳入計343億6692万余円（予算対比92.7%）、歳出計334億6089万余円（予算対比90.3%）となっている。

一般会計については、歳入249億9356万余円、歳出242億1201万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億8154万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源5370万余円を差し引いた実質収支は、7億2783万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は93億7336万余円、歳出総額は92億4888万余円、形式収支は1億2447万余円となっている。令和7年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となっている。

表2 令和7年度決算の状況

（単位：円）

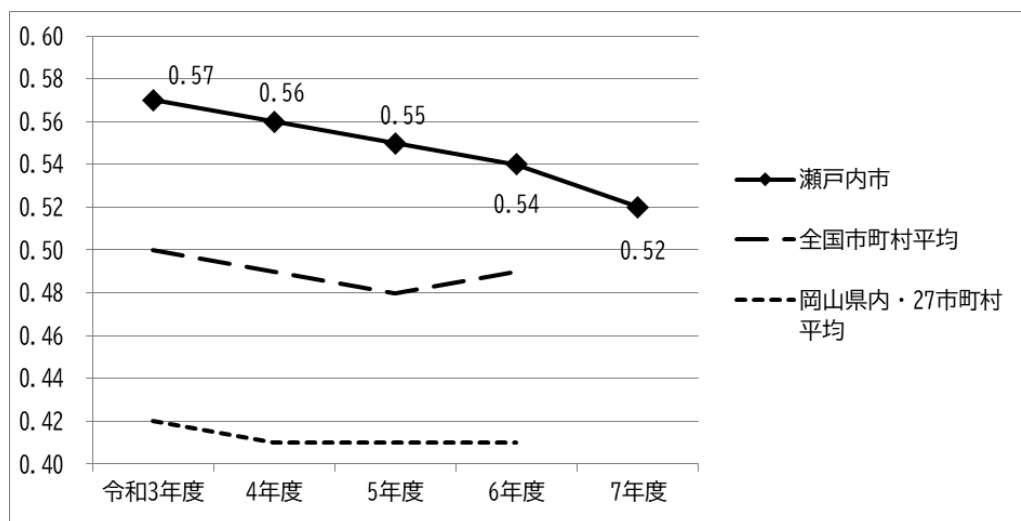
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	24,993,560,590	24,212,014,448	781,546,142	53,706,472	727,839,670
特 別 会 計 合 計	9,373,361,645	9,248,885,209	124,476,436	—	124,476,436
国民健康保険特別会計	3,990,776,246	3,976,683,442	14,092,804	—	14,092,804
国民健康保険診療施設 兼掛診療所特別会計	15,228,978	15,028,357	200,621	—	200,621
介護保険特別会計	4,514,022,131	4,449,347,166	64,674,965	—	64,674,965
後期高齢者医療 特別会計	791,743,378	791,390,979	352,399	—	352,399
土地開発事業特別会計	45,422,302	266,655	45,155,647	—	45,155,647
企業団地造成事業 特別会計	16,168,610	16,168,610	0	—	0
総 計	34,366,922,235	33,460,899,657	906,022,578	53,706,472	852,316,106

表3 予算に対する執行率

（単位：円、%）

区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	27,218,694,562	91.8	89.0
特 別 会 計 合 計	9,849,875,000	95.2	93.9
総 計	37,068,569,562	92.7	90.3

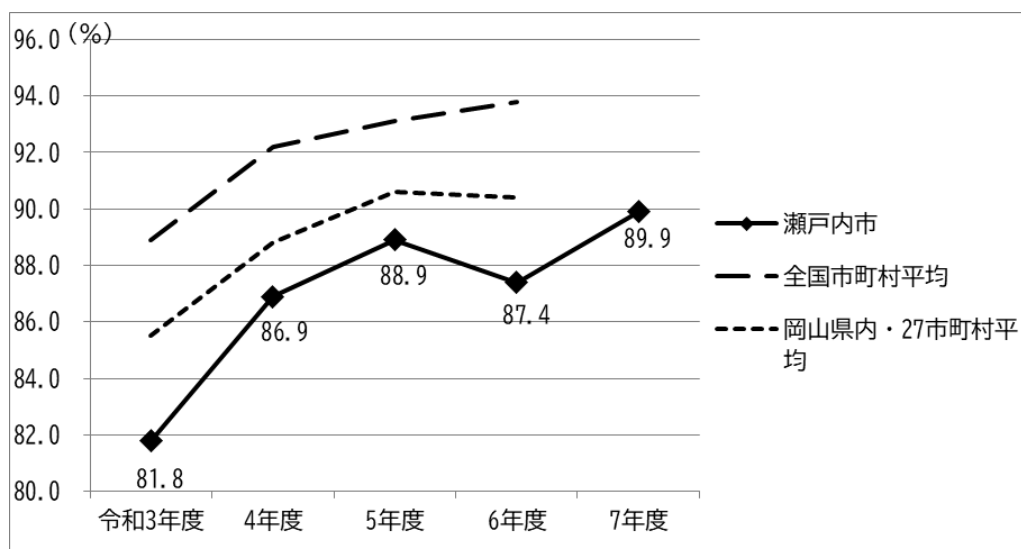
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和7年度のお他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和7年度のお他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。